

千葉市公告第486号

千葉市若葉文化ホール及び千葉市美浜文化ホール並びに千葉市若葉区千城台コミュニティセンターの指定管理者の募集

千葉市文化ホール設置管理条例（平成3年千葉市条例第5号）第14条第1項及び千葉市コミュニティセンター設置管理条例（昭和54年千葉市条例第5号）第15条第1項の規定により、千葉市若葉文化ホール及び千葉市美浜文化ホール並びに千葉市若葉区千城台コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり公募しますので、千葉市文化ホール管理規則（平成3年千葉市規則第44号）第16条及び千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則（昭和54年千葉市規則第9号）第13条の規定により公告します。

令和2年7月27日

千葉市長 熊谷俊人

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称	所在地
千葉市若葉文化ホール	千葉市若葉区千城台西2丁目1番1号
千葉市美浜文化ホール	千葉市美浜区真砂5丁目15番2号
千葉市若葉区千城台コミュニティセンター	千葉市若葉区千城台西2丁目1番1号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

千葉市文化ホール設置管理条例及び千葉市文化ホール管理規則並びに千葉市コミュニティセンター設置管理条例及び千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則に定めるもののほか、市長が別に定めるところによる。

3 指定管理者に施設の管理を行わせる期間（指定期間）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定申請に必要な書類の内容

(1) 千葉市文化ホール指定管理者指定申請書

(2) 千葉市コミュニティセンター指定管理者指定申請書

(3) 指定期間に属する各年度における千葉市若葉文化ホール及び千葉市美浜文化ホール並びに千葉市若葉区千城台コミュニティセンターの管理に関する事業計画書及び収支予算書

(4) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類（以下この号において「損益計算書等」という。）。ただし、成立の日の属する年度以後3事業年度を経過していない法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録

(5) 定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあっては、当該法人等の登記事項証明書

(6) 役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 指定申請を受け付ける期間及び指定申請関係書類の提出先

(1) 指定申請を受け付ける期間

ア 期間

令和2年8月31日から令和2年9月4日まで。ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する休日を除く。

イ 時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 指定申請関係書類の提出方法、提出先

ア 提出方法

持参による。

イ 提出先

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所8階

千葉市市民局生活文化スポーツ部文化振興課

6 前各項に規定するもののほか、詳細は、募集要項等による。

7 募集要項等の配布方法

千葉市ホームページ上で配布する。

アドレスは、<http://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/jokyo.html>

8 問合せ先

千葉市市民局生活文化スポーツ部文化振興課 電話 043-245-5262